

## 津市監査委員告示第6号

平成26年7月11日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年8月18日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年8月18日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 伊 藤 康 雄

### 記

#### 第1 請求の受理

##### 1 受理年月日

住民監査請求書は、平成26年7月14日付けで受理した。

##### 2 請求人の住所・氏名

津市 村 田 正 人

##### 3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成26年7月25日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

###### (1) 主張の要旨

市は、町自治会交付金を2自治会へは小切手による自治会長への現金交付にて、62自治会については自治会長個人名義の口座振込にて支払っている。

現金交付及び自治会長個人名義の口座振込による支払方法により、自治会会員がいくら交付金が振り込まれているのかが分からないまま処理される余地があり、また、一部の自治会役員の個人的費消に使用される危険があることから、当該支払方法は町自治会交付金の本来の趣旨に反する不当なものである。

###### (2) 求める措置の内容

町自治会交付金を自治会名義の口座のみに振り込むよう法令上の根

抛規程を作成し、自治会名義の口座を申請しない自治会については、平成27年度以降の当該交付金の支出の差し止めを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を市民部対話連携推進室とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、市民部対話連携推進室が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

町自治会交付金は、町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図ることを目的として、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく津市自治会交付金交付要綱（平成21年津市訓第12号）により予算の範囲内で定める額を自治会に交付するものである。

平成25年度においては、1,005自治会に対し総額1億5,594万6,260円の当該交付金が各自治会に支払われ、うち、2自治会に対しては自治会長への小切手による現金交付、63自治会に対しては自治会長個人名義の口座への振込み、残りの940自治会に対しては自治会名義の口座への振込みによって支給されている。

自治会長個人名義の口座振込件数について請求人は奥出自治会に2件の重複した振込みがあるとのことから、62自治会と主張しているが、当該奥出自治会は、名称は同じであるものの、2つの異なる自治会であるため、当該件数は合計63件である。

ところで、当該交付金については、補助金交付規則に基づき、年度当初に各自治会からの交付申請が行われ、書類等の審査により交付決定が行わ

れた後、各自治会から指定された方法により支払われ、年度末には事業成果及び収支決算書が記載された実績報告書の提出が行われている。

また、各自治会には、会計を正確かつ適正に処理するため、会計担当者を選任するとともに、総会等において収支決算を報告し、決算の承認を得ることが市から求められている。

## 2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

### (1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求は、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

### (2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

## 3 結論に至った理由

請求人は、町自治会交付金が、現金交付及び自治会長個人名義の口座振込にて支払われることにより、自治会会員が当該交付金の額を知ることなく処理され、一部の自治会役員の個人的費消に使用される危険があることから、当該支払方法の不当性を主張するものである。

そこで、請求人が主張するこれらの危険性について検討してみる。

市は、各自治会に、会計担当者を選任し、総会において収支決算を報告するとともに決算の承認を得るよう指導している。

このことから、町自治会交付金を含む自治会予算について、他の自治会会員が収支決算の確認及び承認を行うことにより、当該交付金の額を知ることができるとともに、一部の自治会役員の個人的費消に使用されるのを防ぐ体制は整っていると考えられる。

さらに、当該交付金については、年度末に市へ実績報告書の提出が行われることとなっており、当該実績報告書においては収支決算が記載され、当該交付金の充当についても記載が行われている。これにより市は当該交付金の使途について不正な使用がないかの確認を行っていることが認められる。当該実績報告書については、現金で支給される場合及び自治会長個

人名義の口座に振り込まれる場合においても同様に提出が行われている。

個人的費消に使用される危険があるという請求人の主張については、実績報告書の虚偽記載等により可能性としては存在するものの、自治会名義の口座に振り込むことによっても同様に当該危険は存在するもので、現金交付及び自治会長個人名義の口座振込に起因するものとは認められない。

また、自治会会員が当該交付金の額が分からないまま処理され、自治会役員が個人的費消を行っているという客観的根拠も請求人により示されていない。

以上のことから、現金交付及び自治会長個人名義の口座振込を原因として、自治会会員に当該交付金の額が分からないまま処理され、一部の自治会役員の個人的費消が行われるという因果関係は認めることができず、請求人の主張は容認することはできないと判断した。

#### 第4 意見

監査の結果、請求人の主張は認めることはできないものであったが、監査対象部局の説明によれば、自治会長個人名義の口座振込により当該交付金を支給している自治会に対しては、今後、自治会名義の口座への振込みを促進していくということである。

自治会長個人名義の口座に振り込むことに関しては、自治会長に不測の事態が生じた際に、当該口座に存在する金銭の権利関係に問題が生じる可能性が否定できないため、公金の安全で適切な管理の観点を踏まえ、津市自治会交付金事業の一層円滑な運営に努められることを期待するものである。

以上